

《論 文》

根源的 must のさらなる使用依拠的研究に向けて
—周辺部に生起する評言節 I must say の談話機能分析—*

眞 田 敬 介

要 旨

英語法助動詞の意味や用法を扱う研究は数多くある (Coates 1983; Westney 1995; 柏野 2002; 長友 2009 など)。しかし筆者の知る限り、英語法助動詞がどのような環境 (構文、文脈など) で用いられるかに焦点を当てる研究は多くない。こうした環境は、使用依拠アプローチによれば、英語母語話者が英語法助動詞を用いる際に持っている言語知識の一部を構成する (Taylor 2012; Hilpert 2019; 平沢 2019 など)。ここに、英語法助動詞を使用依拠的観点からさらに研究を進める余地を見いだせる。

本稿はそうしたアプローチを根源的 must に適用する。より具体的には、根源的 must が比較的よく生起し得る環境の1つである評言節 I must say に焦点を当て、それが節の左右の周辺部 (いわゆる節頭・節尾) に生起する際の談話機能を調査する。この調査を通し、根源的 must の使用に関わる言語知識の一端を明らかにしたい。

キーワード: I must say, 評言節, 談話機能, 周辺部研究, 使用依拠

1. はじめに

Leech et al. (2009: Chapter 4) などによると、must や shall を始めとした法助動詞 (より厳密には真正法助動詞 (core modals)) の使用頻度は概ね減る傾向にある。しかし、ある法助動詞の使用頻度が減少しつつあるという状況下でも、依然としてその法助動詞が生起しやすい言語環境 (構文、文脈など) がある。例えば、shall は Shall I ~?, Shall we ~? という構文単位で使われることが一般的であり (『オーレックス英和辞典』, shall の項), 「形式張った場合」 (『ランダムハウス英和大辞典』第2版, shall の項) に好まれる。shall にまつわるこうした知識は、使用依拠的アプローチ (Taylor 2012; Hilpert 2019; 平沢 2019 など) の視点、及び「言語知識 = 構文知識」の考え (Hilpert 2019: 2) に基づけば、話し手が shall を用いる上で必要な言語知識の一端を構成すると言える。

使用依拠的アプローチは認知言語学的分析において重要な位置を占め、前置詞 (平沢 2019) や項構造構文 (Goldberg 1995) など様々な現象がこのアプローチで分析されてきた。一方で、

英語法助動詞をこのアプローチで分析した研究は筆者の知る限り多くない (Hilpert 2016; 眞田 2018; Cappelle et al. 2019; Grandin et al. 2019などは例外)。こうした背景を踏まえ、本研究は根源的 *must* (以下、単に *must* と表記) のさらなる使用依拠的研究を展開したい。

具体的には *I must say* という表現に着目する。これは「私は～を (～と) 言わねばならない」という字義通りの意味でも使えるが、本稿では、話し手の意見を強調して伝えるという心的態度を表す評言節 (comment clauses) としての用法 (以下、単に *I must say* と表記) を取り上げる。辞書では (1) のような説明が与えられており, *Corpus of Contemporary American English* (以下 COCA) からの実例は (2) の通りである (以下、紙幅の都合上、COCA のデータの出典元には年号とジャンルのみ記す。また、特に断り書きのない限り、実例内のイタリックは本稿の筆者による)。

(1) a. In expressions of the type *I must say*: 'I cannot help saying'.

(OED 3rd ver. s.v. *must*, v¹, 6b)

b. *I must admit / say / confess spoken* used to emphasize what you are saying

(LDOCE 6th ed. (s.v. *must*¹, 6))

c. 《口》本当のところ、ほんとに、全く

(『リーダーズ英和辞典 第3版』 s.v. *say*¹)

d. 《話》《文頭・文中・文尾で》 全く、本当のところ、本当に (…ですね)

(『ランダムハウス英和大辞典 第2版』 s.v. *say*)

(2) a. *And I must say*, that was a very provocative and well done piece.

(2015, Spoken)

b. Well, first up, it's-it's an honor to be in with all the other nominees, *I must say*.

(2015, Spoken)

本稿はこの *I must say* を、*must* を含んだ「構文」と位置づける。その定義は (3) の通り (他に Goldberg 2006: 5, Hilpert 2016: Section 2 なども参照)。

(3) A construction is defined as either an expression (of any size) , or else a schema abstracted from expressions to capture their commonality (at any level of specificity).

(...) Both specific expressions and abstracted schemas are capable of being entrenched psychologically and conventionalized in a speech community. (Langacker 2009: 2)

そう位置づけた根拠として、COCA を用いた次の2つの簡単な調査の結果を示す (以下の結果報告の *I must say* は評言節でない用例も含まれる)。第一に、*I must* に後続する動詞の用例数ラ

ンキングの調査である。2019年10月21日にI must _v* (全9980例) を検索したところ、最も多いのはsay (2220例) で、以下have (1994例), be (922例), tell (592例), admit (543例) と続く¹。第二に、must sayの主語となる代名詞の用例数ランキングの調査である。2019年10月21日に_p* must say (全2358例) を検索したところ、Iが2193例と圧倒的に多く、以下we (62例), you (37例), one (42例), he (20例) であった。こうして、I must sayを一つの定着した構文と見なせよう。本稿の枠組みや、「言語知識=構文知識」との考え (Hilpert 2019: 2) に基づき換言すると、I must sayはmustの言語知識の一端を構成する²。

こうした構文としてのI must sayの談話機能を分析し、mustに関する言語知識の一端を明らかにするのが、本稿の目的である。ここで採用する枠組みは、言語表現の生起位置とその位置における機能を重視する「周辺部研究」(Beeching and Detges (ed.) 2014; 小野寺 (編)2017など) である。この理論を採用したのは、主節から独立して節の左右の周辺部 (それぞれ伝統的には節頭、節尾と呼ばれる) に生起できるI must sayの談話機能を考察するための有効な理論 (の1つ) と考えたためである。

本稿の構成は以下の通りである。2節で、評言節、I must say、使用依拠的アプローチの先行研究を紹介する。3節で、本稿の分析対象となる実例の情報を概観する。4節では、周辺部研究を概観した後、I must sayの談話機能を生起位置 (左右の周辺部) の観点から記述する。5節は、I must sayと共にしやすい表現を2種類取り上げ、それらの観点からI must sayの談話機能を更に考察する。6節はまとめである。

2. 先行研究

2.1. 評言節

評言節を扱う先行研究の中でも、早いうちから評言節を網羅的に観察してきたのは、筆者の知る限りQuirk et al. (1985) である。まず、Quirk et al. (ibid.: 1112) による評言節の定義を (4) に載せる。

- (4) (P)arenthetical disjuncts. They may occur initially, finally, or medially, and thus generally have a separate tone unit. / (E)ither content disjuncts that express the speakers' comments on the content of the matrix clause, or style disjuncts that convey the speakers' views on the way they are speaking.

Quirk et al. (ibid.: 1114-1115) によると、評言節には大きく次の4種類がある (I must sayが (5a-d) のどれに分類されているかは次節で言及する)。

- (5) a. They hedge, *ie* they express the speaker's tentativeness over the truth value of the

matrix clause.

- b. They express the speaker's certainty.
- c. They express the speaker's emotional attitude towards the content of the matrix clause.
- d. They are used to claim the hearer's attention.

次に、こうしたQuirk et al.の分析を発展させた研究の中でも特に包括的なものの1つであるBrinton (2008)を見よう。Brinton (ibid.: 1-2)は評言節を“clausal pragmatic marker (ibid.: 1-2)と定義している(他に秋元 2010: 8も参照)。Brinton (ibid.: 1)による語用論標識の定義も(6)で確認しておこう。

- (6) phonologically short item that is not syntactically connected to the rest of the clause (i.e., is parenthetical), and has little or no referential meaning but serves pragmatic or procedural purposes

なお、語用論標識は談話標識とも呼ばれ(Schiffrin 1987, 松尾・廣瀬・西川(編)2015など)、特に厳密な区分は提示されていないので、以下はより広く用いられている後者の用語を採用する。

2. 2. I must say

英語に複数ある評言節の中にも、多くの注目を集めてきたものとそうでないものがある。前者の代表例としてI mean (Beeching 2016: Chapter 8; Kobayashi 2018など)、I say (Brinton 2008: Chapter 4など)、you know (Beeching 2016: Chapter 5など)などが挙げられる。一方で、I must sayは明らかに後者に属し、これを扱う先行研究は非常に少なく、あっても非常に断片的な記述に留まる。例えば、前節で言及したQuirk et al. (1985)は、I must sayを(5b)の具体例として言及するのみである。Brinton (2008: 93)は、I must sayなどをsayを含む評言節の一例として挙げ、法的意味や話し手の態度や立場を表すと指摘するに留まる。

筆者の知る限り最も詳細にI must sayの用法を記述しているのは内田(編)(2009: 475-476)である。内田(編)の記述は次の4点にまとめられる((7)の例文内のイタリックは内田(編)による)。

- (7) a. 言いたくはないが、黙っているわけにはいかないという状況で発言される。ときに、発言内容を認めたくないが(仕方なく)認めるという話し手の態度が示される。
e.g. It's not the most exciting novel I've ever read, *I must say*, but it wasn't too bad.
- b. 賞賛するときに用い、本心からそう思っているので言わずにいられないという意味が込められる。
e.g. *I must say*, this is the best damn sandwich I've ever eaten.

c. 電話で話を切り上げるときにも用いられる。

e.g. *I must say, good-bye, now.*

d. 文頭・文中・文尾で用いられる。

(7a, b) は、ニュアンスが否定的か肯定的かの違いはあるものの、話し手が言いたいことを強調するという点で、(1a-d) に挙げた辞書の説明と合う。

ただし、内田(編)の記述には、生起位置(文頭、文中、文尾)の観点からより詳細に用法を記述する余地が残されている。実際、それぞれの位置で *I must say* がどのような談話機能を持つかには触れていない。

この課題に着手したのが眞田(2019: 4章)である。そこでの観察は次の通りまとめられる。まず、文頭の *I must say* は、「これから強調したいことを言う」というように、聞き手の注意を(主節の内容に向けて)喚起する機能を持つと考えられる(cf. Beeching and Detges 2014: 11, Table 1.4)。次に、文尾の *I must say* については、英語母語話者の直感によると、文尾の *I must say* (8b) は文頭のそれ(8a)よりも強調のニュアンスが少し弱まり、付け足し(afterthought)の形で言っていると感ぜられる。このように、文頭でも文尾でもニュアンスに多少の差はあれ、強調を表すという点は共通していると言える。しかし、眞田(2019)の考察もまだ発展途上である。

(8) a. *I must say, the movie is disappointing.* (2015, Magazine)

b. *The movie is disappointing, I must say.* ((8a) に基づく作例)

以上、内田(編)(2009)でも眞田(2019)でも、*I must say* に強調という意味があるということとは共通して指摘されている。本稿で集めた具体例も全て、強調を表すと考えてよいものばかりであった。このことから以下では、*I must say* が強調を表すということは受け入れて議論を進めることとする。

2.3. 使用依拠的アプローチ

使用依拠的アプローチとは以下の考え方をもち、認知言語学において重要な位置を占める³。

(9) Substantial importance is given to the actual use of the linguistic system and a speaker's knowledge of this use; the grammar is held responsible for a speaker's knowledge of the full range of linguistic conventions, regardless of whether these conventions can be subsumed under more general statements. (Langacker 1987: 494)

要するに、言語構造は、人間が実際に言語を使用する場面から立ち上がるものと考えられるわけであ

る。後述するように、このアプローチでは「使用頻度」が重要な役割を果たし、使用依拠的アプローチが実際の言語使用に言語構造の創発の動機づけを求める際に重要な概念の1つとなる (Taylor 2012: 2も参照)。

このような使用依拠的アプローチは広範囲で適用されている。例えば、Langacker (1999: Chapter 4) や Taylor (1995; 2012) らは、語彙や文法のカテゴリー拡張に使用依拠的アプローチを取り入れ、あるカテゴリーにおいて当初は非典型的であった事例が、使用頻度が増して定着するにつれて、そのカテゴリー内に取り込まれたり、その新たに定着した用例からさらにカテゴリーが広がったりしていくことを、様々な事例を通して主張している。

使用依拠的アプローチを母語話者の言語知識の解明に最大限活用している研究の1つが平沢 (2019) である。平沢は、英語母語話者が前置詞 *by* を使いこなす際に持っている言語知識を、使用依拠的アプローチに基づき解明している。従来の多義論が仮定するような主要義 (ないしコアミーニング) とその意味からの派生では説明できない振舞いを示す表現が多く (例えば *by now*)、母語話者はそうした表現をその使用文脈などを含めて丸ごと覚えていると考えるべきだと主張している。この主張は、言語構造の創発が実際の使用場面に根差したものである、という使用依拠的アプローチを採って初めて無理なくなされるものである。

この平沢らの研究から示唆されるように、このアプローチは言語習得にも応用可能である。Tomasello (1999; 2003) などによると、子どもはある構文を習得する際、最初は特定の語彙を含む構文を習得し、その後他の関連構文に触れ続けて、抽象化などを経て、構文ネットワークを拡大させていく。例えば、子どもは大人が “More juice”, “More milk”, “More cookies”, “More grapes” などのような発話をしているのを聞き、“More X” といったスキーマを獲得していく (Tomasello 1999: 138)。

さらに、使用依拠的アプローチは言語変化研究にも応用される。例えば、Bybee (2007) による英語の法助動詞 *can* の意味変化の研究を見よう。*can* の元となる古英語の *cunnan* は、元は「知る」という意味の本動詞で、動作主が何かを可能にする心的条件を表した。しかし、*cunnan* の使用頻度が増すにつれて、動作主以外の能力を表すことも可能になり、*cunnan* の不定詞補部に (典型的には) 意思が関わらない *know* が来るなど、後続する不定詞補部の動詞の制限も弱まっていった (ibid.: 339-348)。

3. 本稿のデータ

本稿で用いるデータについて概観しておく。まず、COCAで2010年から2017年の期間から *I must say* を検索した。その後、セリフの中に生起している用例を収集した。これは、評言節の多くが話し言葉に特徴的であるという Quirk et al. (1985: 1113) の指摘を踏まえ、話し手と聞き手のやりとりにおける使用の様子を見たいためである⁴。

本稿で「評言節」と分類したのは次の2種類である。1つは、強調の解釈ができ、挿入節として生起している ((6) を参照) のが明らかな場合である。例えば, (10a) の *I must say* は節尾に生起している⁵。もう1つは, Brinton (2008: 88) の言う「主節か挿入節か曖昧な」(indeterminate) 事例である。ここでは具体的には節頭に生起する事例がそれにあたるが, *I must say* の後にカンマがあるもの (10b) とないもの (10c) がある。カンマのあるタイプは挿入的に見えるので「評言節」と分類することもできるかもしれない。しかし, 評言節 *I say* を分析した Brinton (ibid.) は節頭に生起していればカンマの有無に関わらず曖昧な事例に分類している。本稿ではこうした扱いを参考にし, カンマの有無で「評言節か否か」を分けず, 強調の解釈ができるものを全て「評言節」として分類する⁶。一方, *I must say* が挿入節として用いられていない (= 主節として用いられている) のが明らかな用例は, もちろん分析の対象外である。具体的には, *say* の目的語としての *that* 補部節 (10d) や名詞句が後続する場合 (10e) などである。

- (10) a. Well, first up, it's-it's an honor to be in with all the other nominees, *I must say*.
 (= (2b))
 b. And *I must say*, that was a very provocative and well done piece. (= (2a))
 c. "*I must say* this is the wrong time to designate your heir." (2013, fiction)
 d. So, *I must say* that I was intellectually ready for it. (2015, spoken)
 e. You're a legal scholar, *I must say* this. (2015, spoken)

このようにして集めた評言節としての *I must say* の用例のうち, 節頭または節尾に生起するもの全161例を分析対象とする (節中に生起する用例は眞田 2019: 4節を参照)。この内, 節頭の生起例が131例, 節尾の生起例が30例である⁷。

4. 周辺部研究から見た *I must say* の談話機能調査

Beeching and Detges (以下B&D) (2014) や小野寺 (編) (2017) などが概観する通り, 周辺部研究の方法論には複数の立場がある。ここでは次の2つの点から見る。

第1に, 採用する理論についてである。これまで, 語用論, 談話機能言語学, 構文文法, 生成文法など様々な理論が援用されてきたが, 本稿ではB&Dや小野寺 (編) などに倣い, 語用論と談話機能言語学の枠組みを採る。

第2に, 「何の」周辺部を扱うかである。節の周辺部, 文の周辺部, 談話の周辺部などがあり得るが, 本稿は, 前節で触れた通り, 「節」の周辺部を取り扱う。なお, 「節頭」「節尾」は, 以後はB&Dに倣い, それぞれLP (Left Periphery: 左周辺部), RP (Right Periphery: 右周辺部) と呼ぶ。

以下, 本稿の内容に関わる範囲でB&Dの枠組みを概観する。4.1節で, B&Dの研究課題のうち,

共時的観点からのものから2つを取り上げる。それぞれの課題に関する仮説を続く4.2節と4.3節で紹介し、それらがI must sayの談話機能の分布にどこまで符合するかを検討する。4.4節は本節の調査を要約する。

4.1. B&Dの共時的研究課題

B&Dは談話機能の観点から周辺部研究を進めるにあたり、談話機能と生起位置 (LPかRPか) にどの程度の対応関係があるか、という問いを立てる。その問いのうち本稿に関わるものは次の2つである。

- (11) a. Are there (grammatical or communicative) *functions* specific to the LP i.e., not found in the RP? Are there functions specific to RP, i.e., not found in the LP? Are there functions found in both LP and RP? Are there functions excluded from both the LP and the RP?
- b. How do LP and RP behave with respect to subjective and intersubjective functions? Are there preferred loci for each?

(B&D 2014: 12-13)

(11a) は、LPまたはRPに特有の機能、LP・RP両方に見られる機能、LP・RPのいずれにも見られない機能はあるのか、というものである。一方、(11b) は、主観的・間主観的機能がLP・RPのいずれに生じやすいのだろうか、というものである。これらの仮説はそれぞれ4.2節、4.3節で取り上げる。

なお、2.2節の終わりで言及した通り、ここではI must sayが強調を表すということは受け入れて議論を進めている。従って、以下の具体例の説明の際、必要がない限り強調を表すということには紙幅の都合上言及しない。

4.2. B&Dの仮説と検証1—対話的vs.二者の視点的—

本節では、(11a) の課題に関わる仮説の1つを取り上げる。具体的には、B&Dの言う「対話的」(dialogual) と「二者の視点的」(dialogic) に関わるものである (これらの訳語は小野寺 (編) 2017: 25に負う)。まずこれらの機能を概観しよう。

まず、「対話的」とは「2人の話し手」(B&D 2014: 4) が関わる機能である。LPにおける対話的な機能は「話し手が会話のターンを取る」機能である。一方、RPにおいては「話し手がターンを相手に譲ったり、相手に確認を求めたりする」機能である。

- (12) In dialogual contexts, in which speakers take turns to talk, LP would be the expected

locus for speakers to take a turn, while RP is where speakers relinquish their turn, seek confirmation and so on. (ibid.)

具体例としては、Wellや「だけど」などと言ってターンを取ることや、付加疑問や「…じゃない？」などの表現で相手にターンを渡すことなどが挙げられる (小野寺 (編) 2017: 20)。

一方、「二者の視点的」とは「2つの視点」(B&D 2014: 4) が関わる機能である。日々のやりとりの多くは、共通の基盤を求めて交渉する際に行われるものであり、それを行うために、異なる視点が明示的に喚起されたり、ほのめかされたりすることがある (ibid.)。

(13) Dialogic contexts (...) are characterised by perspectivisation. Much of day-to-day interaction is taken up in negotiating common ground and, to do this, different viewpoints (perspectives) may be explicitly evoked or implicitly hinted at. (ibid.)

こうした異なる視点に対し話し手が異議を申し立てたり反論したりする度合いが、二者の視点的への志向性に関わるとされる (cf. Traugott 2010b: 15; Roulet 1984)。この二者の視点的な機能の具体例としては、LPのbutや、RPのthough, 「…けど」などが挙げられる。

さて、この対話的・二者の視点的な機能と生起位置に関し、B&Dは、LPには対話的な機能がRPより多く見られ、逆にRPには二者の視点的な機能がLPより多く見られる、という仮説を立てている。

(14) B&Dの仮説1: LP: dialogical vs. RP: dialogic (B&D 2014: 11, Table 1.4)

この仮説がI must sayの談話機能の分布とどの程度符合するかを検証する。

まずは対話的な機能を持つ例を見よう。(15a)はLPの例で、Josh Lucasが会話のターンを取る場面でI must sayを用いている。(15b)はRPの例で、Anthony Masonが会話のターンを相手 (Alex Wagner) に渡そうとする場面でI must sayを用いている。

(15) 対話的な機能の例:

- a. WILLIE-GEIST# Which way do you go? Good cop, bad cop, who are you in real life?
JOSH-LUCAS# You know, *I must say* I'm trying as much as possible to be good cop.
He's two, you know. (2014, Spoken)
- b. ANTHONY-MASON# And our beverage this morning?
GREG-BAXTROM# It's a -
ANTHONY-MASON# With a lovely color, *I must say*.

ALEX-WAGNER# It's beautiful.

(2017, Spoken)

次に二者の視点的な例を見よう。(16a)はLPの例で、I must sayを含む文の主節の内容(it's not all horrible)が⁸、直前の内容(it clashes with my hair)とは異なる主張を表している(接続詞butにも注意。5節参照)。一方、(16b)はRPの例で、I must sayを含む文の主節の内容(More than most presidents)が⁸、直前の内容(more than he used to)を修正する機能を果たすと考えられる。

(16) 二者の視点的な例:

- a. "I still have a few buttons I can't reach." Mary stepped to Eliza's side and quickly buttoned her up. "What an interesting color." "Lily thinks it clashes with my hair," Eliza said. "It does at that, but *I must say*, it's not all horrible. The color draws attention to your eyes." (2012, Fiction)
- b. KURTZ# He engages with reporters a lot more than he used to. More than most presidents, *I must say*. (2017, Spoken)

(15a) (16a)を見る限り、LPには対話的な例も二者の視点的な例も生起できる。また、(15b) (16b)が示す通り、RPにも対話的、二者の視点的双方の例が生起できる。それでは、(14)のB&Dの仮説1は、I must sayの談話機能の分布に符合しないと考えらるべきだろうか。LPには二者の視点的よりも対話的な用例の生起が多く、RPには対話的よりも二者の視点的な用例の生起が多ければ、仮説(14)が妥当であると考えることができる。このことを検証しよう。本稿のデータを生起位置と機能の観点から分類した結果を、表1で見る(両方の機能を持つ(または持たない)と思われる例も分類してある)⁸。

	対話的		二者の視点的		両方の機能を持つ		いずれの機能も持たない		合計	
LP	37	28.2%	34	26.0%	5	3.8%	55	42.0%	131	100.0%
RP	18	60.0%	2	6.7%	1	3.3%	9	30.0%	30	100.0%
合計	55	34.2%	36	22.4%	6	3.7%	64	39.8%	161	100.0%

表1. 対話的 vs. 二者の視点的から見たI must sayの談話機能の分布

表1によると、LPには対話的な機能を表す用例と二者の視点的な機能を表す用例の両方がほぼ同数である。これは仮説(14)と異なる結果である。一方、RPには対話的な機能を表す用例の生起が多い。これは仮説(14)とは真逆の結果である。従って、B&Dの仮説1がI must sayに適用できるとは言い難い。

4. 3. B&Dの仮説と検証2— Subjective vs. Intersubjective—

B&Dの2つ目の仮説を見る前に、そこで関わる主観性・間主観性という概念を簡潔に紹介する。筆者の見る限り、B&Dでは主観「化」・間主観「化」の定義は明記されているが、主観「性」・間主観「性」の定義は明記されていない。もっとも、以下でB&Dによる主観「化」・間主観「化」の定義をそれぞれ(17a)と(18a)で確認すると、B&Dの(間)主観化の定義はLyons(1977)やTraugott(1989; 2003; 2010a; inter alia)のそれ((17b)と(18b))に依拠しているのは明らかである((18b)のSP/Wはspeaker/writerを指す)。

- (17) a. A semantic process whereby meanings increasingly indicate or encode the speaker or writer's subjective belief state or attitude toward the propositional content of an utterance (B&D 2014: 7)
- b. the speaker, in making an utterance, simultaneously comments upon that utterance and expresses his attitude to what he is saying (Lyons 1977: 739)
- (18) a. A process where speakers come to encode their awareness of the 'self' of the interlocutor by means of an externalization of implicatures regarding the social relation, next to their subjective attitudes. (B&D 2014: 8)
- b. the explicit expression of the SP/W's attention to the 'self' of addressee/reader in both an epistemic sense (paying attention to their presumed attitudes to the content of what is said), and in a more social sense (paying attention to their 'face' or 'image needs' associated with social stance and identity) (Traugott 2003: 128)

つまり、主観化とは「発話の命題内容に対する話し手の信念や態度が反映される変化」であるから、主観性は、そうした話し手の信念や態度が反映される度合いを指すと考えればよい。一方、間主観化とは「話し手が、聞き手への気づきや配慮をコード化するような変化」を指すので、そうした話し手の聞き手に対する気づきや配慮をコード化する度合いを指すと考えればよい。

なお、「いくらかでも主観化の伴わない間主観性は想定しえない」というTraugott(2003: 134)の考えを採るならば、間主観的な用例は主観的でもあるということになる。実際、間主観性は「聞き手に対する気づきや配慮を示すべき、と話し手が判断すること」と考えることもできる。従って、本稿で「間主観的」と称する例は、「間主観的であり主観的でもある」と見なし、「間主観的であるが主観的ではない」という事例は想定しない。逆に、「間主観的ではないが主観的である」という事例は容易に想定可能である。相手に配慮しないまま自分の態度を述べる、といったことは日常でも見られることだからである。

さて、この(間)主観性についてB&Dは、LPには主観的要素がRPより多く見られ、逆に

RPには間主観的要素がLPより多く見られる, という仮説を立てている (Traugott 2014: 7-8 も参照)。

(19) B&Dの仮説 2: LP: subjective vs. RP: intersubjective (B&D 2014: 11, Table 1.4)

この仮説がI must sayの談話機能の分布とどの程度符合するかを検証する。

まずは主観的なI must sayの生起事例を見るが, ここで注意しておきたいのは, I must sayは本質的に主観的と言える点である。2.2節で述べた通り, I must sayが主節の内容が強調するに値するという話し手の態度・判断を表すからである。こうした主観的なI must sayは, (20)の通り, LPにもRPにも生起する。

- (20) a. JOSH-LUCAS# You know, *I must say* I'm trying as much as possible to be good cop. (15a) から一部抜粋
 b. ANTHONY-MASON# With a lovely color, *I must say*. (15b) から一部抜粋

次に, 間主観的なI must sayの生起事例を見る。(21) で示す通り, やはりLPにもRPにも生起し得る。(21a) は, 話し手(柳沢吉里)が聞き手(徳川家宣)に対し言いづらいことを言う際, 聞き手に気を遣い, ネガティブ・フェイス (Brown and Levinson 1987) に配慮している。(21b) は, 話し手が聞き手を褒めることで, 聞き手のポジティブ・フェイス (ibid.) を立てていると言える。

- (21) a. [話し手はYoshisato Yanagisawa (柳沢吉里)で, 聞き手はIenobu (徳川家宣)]
 “*I must say* this is the wrong time to designate your heir.” # Yanagisawa's shoulders moved in a slight shrug: He'd expected an objection from Ienobu and he didn't fear him. Caution veiled Yoshisato's expression. (2013, Fiction)
 b. You're a beautiful person with a great fashion sense, *I must say*. (2011, Spoken)

(20a) (21a) の例を見る限り, LPには主観的な事例も間主観的な事例も観察される。このことはRPにも当てはまり, (20b) (21b) の例からもわかる。ここで, (19) のB&Dの仮説2は, I must sayの談話機能の分布に符合するか否かを検証しよう。仮説(19)が正しいなら, LPには主観的なI must sayの用例が間主観的なそれより多く, RPには間主観的なI must sayの用例の方が主観的なそれより多くなるはずである。本稿のデータを位置と(間)主観性の観点から分類した結果を, 表2で示す⁹。

	主観的		間主観的		合計	
	回数	割合	回数	割合	回数	割合
LP	101	77.1%	30	22.9%	131	100.0%
RP	24	80.0%	6	20.0%	30	100.0%
合計	125	77.6%	36	22.4%	161	100.0%

表2. 主観的vs.間主観的から見たI must sayの機能分布

表2によると、LPでは主観的な用例の方が多く生起している。このこと自体は仮説(19)と符合する。しかし、RPにも主観的な用例の方が多く生起し、これは仮説(19)と合わない。従って、B&Dの仮説2もI must sayに適用できるとは言い難い¹⁰。

4.4. 本節のまとめ

以上、本稿で取り上げたB&Dの仮説1と2はI must sayの分布とは合わない、ということがわかった。B&Dの仮説は本稿で取り上げた以外にもあるので、今後はそれを含めてより多角的にI must sayの談話分布を検証することが求められる。

一方で、表1と2は、I must sayの生起位置と談話機能の分布には、B&Dの仮説とは異なる観点からの非対称性が幾分かでも認められるのも確かである。すなわち、どの機能もLP、RP両方に等しく生起しやすいというわけではない。具体的には、LPは二者の視点的な機能の用例の生起がRPよりも多い。また、LP・RPともに主観的な用例の生起が多く、間主観的な用例の生起は少ない。こうした位置と機能の対応関係に見られる非対称性を浮き彫りにした点で、LPとRPという位置に注目したB&Dの視点は有益である。B&Dの視点は、使用依拠的観点から見ても、I must say以外の評言節や談話標識の分析にも適用する価値があると言えよう。

5. 共起しやすい表現から見たI must sayの談話機能

本節では、4.2節と4.3節で記述したI must sayの談話機能に対し、それと共起しやすい表現との関わりから若干の考察を加える。

まず、LPに生起する対話的なI must sayは、同じくLP位置での談話標識や呼称と共起する例が目立つ。

- (22) a. *You know, I must say I'm trying as much as possible to be good cop. He's two, you know.*
 (= (20a))
- b. WILLIAMS# *Well, I must say, have you ever called in sick when it was bogus?*
 (2013, Spoken)
- c. *I must say -- listen, you know how I champion not using physical violence the way of disciplining.*
 (2015, Spoken)

- d. *Peggy, I must say, I am surprised that we come into Florida and into this convention*
 -- I thought this was going to be an election about, you know, a referendum on Barack
 Obama. (2012, Spoken)

本稿執筆時点で、I must sayとの共起が観察された談話標識はYou know (22a), Well (22b),
 そしてlisten (22c)である。これらの談話標識はいずれも、呼称((22d)のPeggyのように)
 と同様に、相手の注意を引く機能を持つ(Quirk et al. 1985: 1115; Fraser 2009: Section 2.3, 廣
 瀬 2014: 30など)。こうした談話標識や呼称を用いて聞き手の注意を引きつつ話のターンを取っ
 ていると考えれば、これらの表現が対話的なI must sayと共起しやすいのは、一定の動機付け
 があると考えてよいだろう。

次に、LPに生起する二者の視点的なI must sayは、butなどの逆接接続詞と共起することが
 多い。

- (23) a. *but I must say, it's not all horrible. The color draws attention to your eyes.*
 ((16a) から一部抜粋)
 b. And we're happy to see you under less stressful conditions *although, I must say,*
 I've done a few book tours in my time and I found those pretty stressful.
 (2014, Spoken)

I must sayが持つ二者の視点的な機能が逆接接続詞によって強化されている、と考えることが
 できる。

ところで、逆接接続詞が二者の視点的な機能を持つI must sayと共起しやすいということ自
 体は、二者の視点的な定義((13)を参照)を考えれば自然なことかもしれない。しかし、そう
 した逆接接続詞は、(23)のようにLPに生起する例が多い一方で、(24)のようにRPに生起す
 る例は極めて少ない。

- (24) "Oh, I see. It's all rather like the Harvest Festival in Woolham. Only in that case, it
 was a very large turnip, and the king in question was Henry the Seventh. We haven't
 painted our water tower like a turnip, *though, I must say.*" (2012, Fiction)

こうした逆接接続詞とI must sayの共起位置の偏りは、二者の視点的な機能の定義から予測で
 きるものではない。このことから、「LPに生起する二者の視点的なI must sayは、butなどの逆
 接接続詞と共起することが多い」という事実は、I must sayの言語知識の1つとして母語話者の
 頭の中にある、と考えるべきと思われる。

6. 終わりに

本稿ではI must sayの談話機能を主にB&Dの周辺部研究の枠組みから検討した。具体的には、B&Dの仮説1と2がI must sayに見られる談話機能の分布にどの程度該当するのかを調査した。本稿の議論をまとめよう。

まず、仮説1から見たI must sayの談話機能の分布である。LPに見られる談話機能は、仮説1に反し、対話的な用例と二者の視点的な用例のいずれもほぼ同じ頻度で生起していた。一方、RPには、これも仮説1に反し、二者の視点的な用例よりも対話的な用例の方が高頻度で生起していた。従って、仮説1はI must sayの談話機能の分布に符合しないといえる。

次に、仮説2から見たI must sayの談話機能の分布をまとめよう。LPには、仮説2の通り、問主観的な用例よりも主観的な用例の方が生起しやすい。それに対し、RPには、仮説2に反し、問主観的な用例よりも主観的な用例の方が生起しやすい。これは、仮説2はI must sayの談話機能の分布に、部分的にしか符合しないことを示す。

4.4節で述べた通り、I must sayの生起位置と談話機能には幾分かの非対称性がある。このことは、I must sayの談話機能分析の際は、生起位置も考慮に入れるべきことを示唆する。これは、mustのさらなる使用依拠的研究を進めるにあたり、重要な視点の一つと位置付けてよいだろう。

最後に、I must sayと共起しやすい表現について2つのことを観察した。第1に、LPに生起する対話的な用例には、聞き手の注意を引く談話標識や呼称との共起が目立つ。第2に、LPに生起する二者の視点的な用例には、逆接続詞との共起が多い。

今後の課題は、I must sayの談話機能の通時的調査（初期調査は眞田 2019: 5節を参照）とI mustを含む別の評言節の談話機能調査（(2b)で言及したI must admitやI must confessなど）の少なくとも2つがある。これらの調査もまた、mustの使用依拠的研究の更なる発展に資するだろう¹¹。

参考文献

- 秋元実治. 2010. 「第1章 Comment clauseとは」. 秋元実治(編)『Comment Clauseの史的研究—その機能と発達—』, pp.1-28. 東京:英潮社フェニックス.
- Beeching, Kate. 2016. *Pragmatic Markers in British English: Meaning in Social Interaction*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Beeching, Kate, and Ulrich Detges. 2014. "Introduction." In Beeching, Kate, and Ulrich Detges (eds.), *Discourse Functions at the Left and Right Periphery: Crosslinguistic Investigations of Language Use and Language Change*, pp.1-23. Leiden: Brill.
- Brinton, Laurel J. 2008. *The Comment Clause in English: Syntactic Origins and Pragmatic Development*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Brown, Penelope, and Stephen C. Levinson. 1987. *Politeness: Some Universals in Language Usage*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Bybee, Joan. 2007. *Frequency of Use and the Organization of Language*. Oxford: Oxford University Press.

- Cappelle, Bert, Ilse Depraetere, and Mégane Lesuisse. 2019. "The necessity modals *have to*, *must*, *need to*, and *should*: Using n-grams to help identify common and distinct semantic and pragmatic aspects". *Constructions and Frames* 11(2), pp.220-243.
- Coates, Jennifer. 1983. *The Semantics of the Modal Auxiliaries*. London and Canberra: Croom Helm.
- Fraser, Bruce. 2009. "Topic orientation marker." *Journal of Pragmatics* 41: 892-898.
- Goldberg, Adele E. 1995. *Constructions: A Construction Grammar Approach to Argument Structure*. Chicago: University of Chicago Press. (河上誓作・早瀬尚子・谷口一美・堀田優子(訳), 2001, 『構文文法論—英語構文への認知的アプローチ—』, 東京: 研究社)
- Goldberg, Adele E. 2006. *Constructions at Work: The Nature of Generalization in Language*. Oxford: Oxford University Press.
- Grandin, Cyril, Bert Cappelle, and Ilse Depraetere. 2019. "What makes us choose which modal? Putting semantic, syntactic and lexical factors in the balance" Paper presented at the 15th International Cognitive Linguistics Conference. August 7, 2019, Kwansei Gakuin University, Japan.
- Hilpert, Martin. 2016. "Change in modal meanings: Another look at the shifting collocates of *may*". *Constructions and Frames* 8(1), pp.66-85.
- Hilpert, Martin. 2019. *Construction Grammar and Its Application to English* (2nd edition). Edinburgh: Edinburgh University Press.
- 平沢慎也. 2019. 『前置詞byの意味を知っているとは何を知っていることなのか—多義論から多使用論へ—』. 東京: くろしお出版.
- 廣瀬浩三. 2014. 「英語談話標識を再考する」. 『島根大学外国語教育センタージャーナル』 9: 1-33.
- 柏野健次. 2002. 『英語助動詞の語法』. 東京: 研究社.
- Kobayashi, Takashi. 2018. *I Mean as a Marker of Intersubjective Adjustment: A Cognitive Linguistic Approach*. Tokyo: Hituzi Syobo Publishing.
- Langacker, Ronald W. 1987. *Foundations of Cognitive Grammar*. Volume I. *Theoretical Prerequisites*. Stanford: Stanford University Press.
- Langacker, Ronald W. 1999. *Grammar and Conceptualization*. Berlin and New York: Mouton de Gruyter.
- Langacker, Ronald W. 2009. *Investigations in Cognitive Grammar*. Berlin and New York: Mouton de Gruyter.
- Leech, Geoffrey, Marianne Hundt, Christian Mair, and Nicholas Smith. 2009. *Change in Contemporary English: A Grammatical Study*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Lyons, John. 1977. *Semantics* 2. Cambridge: Cambridge University Press.
- 松尾文子・廣瀬浩三・西川眞由美. 2015. 『英語談話標識用法辞典—43の基本ディスコース・マーカー—』. 東京: 研究社.
- 長友俊一郎. 2009. 『束縛のモダリティと英語法助動詞』. 東京: リーベル出版.
- 小野寺典子(編). 2017. 『発話のはじめと終わり—語用論的調節のなされる場所—』. 東京: ひつじ書房.
- 小野寺典子. 2019. 「「発話頭(左の周辺部:LP)—主観的、発話末(右の周辺部:RP)—間主観的」仮説の再考—動的な立場から—」. 田中廣明・秦かおり・吉田悦子・山口征孝(編)『動的語用論の構築へ向けて』 第1巻, pp.100-120. 東京: 開拓社.
- Quirk, Randolph, Sidney Greenbaum, Geoffrey Leech, and Jan Svartvik. 1985. *A Grammar of the English Language*. London: Longman.
- 眞田敬介. 2018. 「認識的 *have to* の使用依拠的一考察—その好まれる文法パターンと主観性—」. 山梨正明(編), 『認知言語学論考』 14, pp.83-115. 東京: ひつじ書房.
- 眞田敬介. 2019. 「評言節としての *I must say*—その用法と構文(変)化について—」. 『日本英文学会関西支部第13回(2019年度) Proceedings』 http://124.146.197.139/app-def/S-102/kansai2/?page_id=1204
- Schiffrin, Deborah. 1987. *Discourse Markers*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Taylor, John R. 1995. *Linguistic Categorization* (2nd edition). Oxford: Oxford University Press.
- Taylor, John R. 2012. *The Mental Corpus: How Language is Represented in the Mind*. Oxford: Oxford University Press. (西村義樹・平沢慎也・長谷川明香・大堀寿夫(編訳), 2017, 『メンタル・コーパス—母語話者の頭の中には何があるのか—』, 東京: くろしお出版)

- Tomasello, Michael. 1999. *The Cultural Origins of Human Cognition*. Cambridge and London: Harvard University Press. (大堀寿夫・中澤恒子・西村義樹・本多啓(訳), 2006, 『心とことばの起源を探る—文化と認知—』, 東京: 勁草書房)
- Tomasello, Michael. 2003. *Constructing a Language: A Usage-Based Theory of Language Acquisition*. Cambridge and London: Harvard University Press. (辻幸夫・野村益寛・出原健一・菅井三実・鍋島弘治朗・森吉直子(訳), 2008, 『ことばをつくる—言語習得の認知言語学的アプローチ—』, 東京: 慶応義塾大学出版会)
- Traugott, Elizabeth C. 1989. "On the Rise of Epistemic Meanings in English: An Example of Subjectification in Semantic Change", *Language* 65: 31-55.
- Traugott, Elizabeth Closs. 2003. "From Subjectification to Intersubjectification", Hickey, Raymond (ed.) *Motives for Language Change*, pp.124-139. Cambridge: Cambridge University Press.
- Traugott, Elizabeth Closs. 2010a. "(Inter)subjectivity and (inter)subjectification: A reassessment", In Davidse, Kristin, Lieven Vandelandotte, and Hubert Cuyckens (eds.), *Subjectification, Intersubjectification and Grammaticalization*, pp.29-71, Berlin and New York: De Gruyter Mouton.
- Traugott, Elizabeth Closs. 2010b. "Dialogic Contexts as Motivations for Syntactic Change." In Cloutier, Robert A., Anne Marie Hamilton-Brehm, and William A. Kretzschmar (eds.), *Variation and Change in English Grammar and Lexicon*, pp.11-27. Berlin: Mouton de Gruyter.
- Traugott, Elizabeth Closs. 2014. "On the function of the epistemic adverbs *surely* and *no doubt* at the left and right peripheries of the clause." In Beeching and Detges (eds.), pp.72-91.
- 内田聖二(編). 2009. 『英語談話表現辞典』. 東京: 三省堂.
- Westney, Paul. 1995. *Modals and Periphrastics in English*. Tübingen: Niemeyer.

ウェブサイト

Corpus of Contemporary American English. <https://corpus.byu.edu/coca/>

Toward a Further Usage-Based Approach to Root *Must*:
A Discourse-Functional Analysis of the Comment Clause *I Must Say*
That Occurs Clause-Peripherally

SANADA Keisuke

ABSTRACT

The meanings and usages of English modal verbs have been discussed in a voluminous literature on English linguistics. To the best of my knowledge, however, few of the literature have focused on the linguistic environments (such as constructions and contexts) where English modal verbs tend to occur. This issue is worth approaching from a usage-based perspective (Taylor 2012), since those linguistic environments constitute linguistic knowledge with which native speakers of English use English modal verbs. With this background, this paper delves into a part of linguistic knowledge of an English root modal *must*, by focusing on a discourse function of one linguistic environment where root *must* often occurs: *I must say* that occurs clause-peripherally.

Keywords: *I must say*, comment clauses, discourse functions, studies on peripheries, usage-based approaches

(さなだ けいすけ 札幌学院大学人文学部准教授 英語学専攻)

* 本稿は、日本英語学会第37回大会におけるシンポジウム『モダリティ研究の広がり—主に認知と談話の観点から—』(2019年11月10日、関西学院大学)で発表した原稿に加筆修正を施したものである。シンポジウム登壇者の遠藤智子氏、鈴木大介氏、長友俊一郎氏(五十音順、以下同様)や、聴衆の河野亘氏、野村益寛氏、増田将伸氏、吉田悦子氏から貴重な質問やコメントを頂いた。また、上記発表の草稿を、札幌学院大学言語学談話会第100回記念会(2019年9月15日、札幌学院大学)でも発表する機会があった。その場で有意義なやり取りをして下さった奥田統己氏、小西正人氏、白石英才氏、高橋ヘレン氏、中井俊氏にも感謝申し上げたい。さらに、本稿の草稿に対し詳細なコメントや問題提起を下された山添秀剛氏にも感謝申し上げたい。言うまでもなく、本稿に残る不備は全て筆者一人のものである。

- 1 この調査では、mustの用法(根源的用法か認識的用法か)を区別して検索していないが、今のところ認識的mustを含むとすべきI must sayの用例は見つかっていない。
- 2 Mark Daviesの作成したBNCコーパスを用いたCappelle et al. (2019)の調査でも、I must sayは一定以上の頻度で生起している。
- 3 この節は、眞田(2018: 2.2節)に大幅な加筆修正を施したものである。
- 4 もちろん、I must sayの実例は、次の通りCOCA以外でも発見されるので、今後はCOCA以外からもデータ収集が必要である。

Dumbledore: [IN NORMAL TONE] Well, *I must say* you make a very convincing armchair, Horace.

(*Harry Potter and the Half-Blood Prince*)

- 5 内田(編)(2009)や眞田(2019)では「文頭」「文尾」という語を用いていたが、本稿では「節頭」「節尾」と呼ぶ(後にB&Dに基づきLP、RPと呼ぶ)。理由は、本稿では次例のように接続詞に後続するno doubtをLPに生起しているとしたTraugott(2014: 76)に倣ったためである(そのため、眞田(2019)で文頭に分類していない例の一部は、本稿ではLPに分類し直した)。

and *no doubt*, in some respects, it is very specious, and has more probability than the common hypothesis, by giving a plausible account of the strange mixture of good and ill which appears in life. (1779 Hume, *Dialogues concerning Natural Religion* [*Corpus of Late Modern English Texts* 1]) (Traugott 2014: 81)

- 6 Brinton(2008: 88)から、節頭に生起し主節か挿入節か曖昧なI sayとして分類した例からカンマのある例とない例を1例ずつ載せておく(イタリックは本稿の筆者による)。
 - i. *I say* thou are too presumptuous, and the officers shal schoole thee (1592 Greene, *The Scottish Historie of James the Fourth* iii. ii [OED])
 - ii. *I say*, we are become obliged, by all these Motives and Inducements, to enter into a detail of the several Particulars in Controversy (1689 Ferguson, *The Late Proceedings and Votes* [*The Lampeter Corpus of Early Modern English Tracts*])

- 7 なお、LPに生起する131例中、I must sayの後にカンマがあるものが80例、ないものが49例、I must say単体で生起しているのが2例である。こうした分布が何を示唆するかは今後の課題とする。

- 8 野村益寛氏(私信)からも指摘されたが、表1と表2に示した分類は意味に基づくものであり、より客観的な分類の可能性を追求する必要がある。今後、何らかの形式的基準(例えば、butが後続する例をdialogicとする)の導入を検討したい。

- 9 山添秀剛氏(私信)から「主観か間主観かの区別は、主観的な内容だけにその真意は発話者にしか分からない。よって、両者の区別そのものは理論的に成立しえたととしても、論文著者が話者でない以上、例文の解釈も固定的・断定的になりえないのではないか？」との問題提起を頂いた。例文の解釈はその前後文脈を可能な限り慎重に検討した上でやっているが、解釈が著者によるものである以上、この問題は避けて通れないものであり、今後の研究を見据えてさらに深刻に検討せねばならない。

- 10 このように(19)の仮説に反する研究として小野寺(2019)なども参照。

- 11 このほかにI + 助動詞 + sayという表現も注目する価値がある。例えばI dare say (Brinton 2008: Section 4.5), I have to say, I should say, I would sayなどがある。なお、I have to sayはhave toが生起しやすい言語環境の1つであることがCappelle et al. (2019)で示唆されている。